

## 南相馬市条例第〇号

## 南相馬市消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例（素案）

南相馬市消防団設置等に関する条例（平成18年南相馬市条例第180号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p><b>【略】</b>            (消防団員)</p> <p>第4条 消防団に消防団長、副消防団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員（以下「消防団員」という。）を置く。</p> <p>2 機能別団員は、特定の活動にのみ参加する団員とする。</p> <p>3 消防団員は、本市に居住し、又は勤務する年齢満18歳以上の者でなければならぬ。</p> <p>4 消防団員の階級及び職名は、別表第1のとおりとする。</p> <p>5 <u>消防団長は、消防団の推薦に基づき市長が任命し、消防団長以外の消防団員は、分団長の推薦に基づき市長の承認を得て消防団長が任命する。</u></p> <p>(定員)</p> <p>第5条 消防団員の定員は、<u>1,075</u>人とする。</p> <p>2 消防団員の階級及び職名別の定員は、別表第1のとおりとする。</p> <p>3 第1項の消防団員の種類及び人数は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 次号に掲げる機能別団員以外の消防団</p>	<p><b>【略】</b>            (消防団員)</p> <p>第4条 消防団に消防団長、副消防団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員（以下「消防団員」という。）を置く。</p> <p>2 機能別団員は、特定の活動にのみ参加する団員とする。</p> <p>3 消防団員は、本市に居住し、又は勤務する年齢満18歳以上の者でなければならぬ。</p> <p>4 消防団員の階級及び職名は、別表第1のとおりとする。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(定員)</p> <p>第5条 消防団員の定員は、<u>1,356</u>人とする。</p> <p>2 消防団員の階級及び職名別の定員は、別表第1のとおりとする。</p> <hr/> <hr/> <hr/>

員 783人

(2) 機能別団員 292人

4 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号。以下「政令」という。）第4条第1項第1号の規定に基づき消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、第1項の消防団員の定員とする。

5 政令第4条第3項の規定に基づき消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、第3項第1号の定員とする。

【略】

(報酬)

第15条 消防団員には、別表第2に掲げる報酬を支給する。

2 前項の報酬は、毎年3月、6月、9月及び12月の末日までにそれぞれその4分の1の額を支給する。

3 年の中途において新たに消防団員となった者には、その日から日割計算により前項に規定する日に報酬を支給し、退職又は免職等により年の中途において職を離れた者には、その月までの月数を基礎として月割計算によりその月の末日までに報酬を支給する。

4 年の中途において階級に異動があった場合には、その異動のあった日から日割計算により報酬の額を改定する。

5 第3項若しくは第4項の規定による報酬の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

第16条 消防団員が職務のため出動した場合は、別表第3に掲げる出動報酬を支給する。

【略】

(報酬)

第15条 消防団員には、別表第2に掲げる報酬を支給する。

2 前項の報酬は、毎年3月、6月、9月及び12月の末日までにそれぞれその4分の1の額を支給する。

3 年の中途において新たに消防団員となつた者には、その日から日割計算により前項に規定する日に報酬を支給し、退職又は免職等により年の中途において職を離れた者には、その月までの月数を基礎として月割計算によりその月の末日までに報酬を支給する。

4 年の中途において階級に異動があった場合には、その異動のあった日から日割計算により報酬の額を改定する。

第16条 消防団員が職務のため出動した場合は、別表第3に掲げる出動報酬を支給する。

## 【略】

別表第1 (第4条、第5条関係)  
消防団員の階級及び職名別定員

階級	職名	定員
消防団長	消防団長	1
副消防団長	副消防団長	2
	区団長	3
分団長	分団長	11
	訓練指導員	5
副分団長	副分団長	10
	副訓練指導員	13
	庶務担当	13
		—
部長	部長	63
		—
班長	班長	107
		—
団員	団員及び機能別団員	847
		—

別表第2 (第15条関係)

区分	報酬 (年額)
消防団長	250,000円
副消防団長	195,000円
	—
区団長	170,000円
分団長	100,000円
副分団長	76,000円
部長	55,000円
班長	46,500円
	—
団員	36,500円
	—
機能別団員	10,000円

別表第3 (第16条関係)

区分	支給単位	出動報酬
火災、水害、その他 の他の災害現場	2時間未満	2,000円
	2時間以上4時	4,000円

## 【略】

別表第1 (第4条、第5条関係)  
消防団員の階級及び職名別定員

階級	職名	定員
消防団長	消防団長兼区団長	1
副消防団長	副消防団長兼区団長	2
	副区団長	4
分団長	分団長	12
	訓練指導員	5
副分団長	副分団長	12
	副訓練指導員	14
	区団庶務	3
	分団庶務	12
部長	部長	97
	ラッパ部長	3
班長	班長	153
	ラッパ班長	5
団員	団員及び機能別団員	1,004
	ラッパ手	29

別表第2 (第15条関係)

区分	報酬 (年額)
消防団長	250,000円
副消防団長兼区団長	240,000円
	副区団長
副区団長	140,000円
分団長	100,000円
副分団長	76,000円
部長	55,000円
班長	46,500円
	ラッパ班長
団員	36,500円
ラッパ手	27,000円
	機能別団員
機能別団員	10,000円

別表第3 (第16条関係)

区分	支給単位	出動報酬
火災、水害、その他 の他の災害現場	2時間未満	2,000円
	2時間以上4時	4,000円

に出動した場合	間未満		に出動した場合	間未満	
	4時間以上	8,000円		4時間以上	8,000円
行方不明者捜索	2時間未満	2,000円	行方不明者捜索	2時間未満	2,000円
に出動した場合	2時間以上4時 間未満	4,000円	に出動した場合	2時間以上4時 間未満	4,000円
	4時間以上	8,000円		4時間以上	8,000円
警戒のため出動 した場合	1日につき	3,500円	警戒のため出動 した場合	1日につき	3,500円
訓練のため出動 した場合			訓練のため出動 した場合		
			機械整備のため 出動した場合		
訓練指導員が訓 練指導のため出 動した場合			訓練指導員が訓 練指導のため出 動した場合		
別記様式（第14条関係）			別記様式（第14条関係）		
【略】			【略】		

## 附 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- この条例の施行の際、現に別表第1に定める各階級にある者は、改正後の定員にかかわらず、この条例の施行の日から令和12年3月31日までの間、従前の階級に任命できるものとする。